

事務連絡  
令和2年6月2日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた現況届の提出期限に  
係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、令和2年3月9日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受給権者から現況届の提出がない場合に年金の差止めを行わないことについて」に基づき、現況届（住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者に係る現況届をいう。以下同じ。）について、同年2月末が提出期限となる受給権者から当該現況届の提出がなかったとしても、当面の間、年金の支払を差し止めないこととしたところである。

今般、現況届の提出期限に係る事務の取扱いについて、受給権者が生存等の事実を自ら記載して郵送することで完結する手続きであること、令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国において解除されたこと等を踏まえて、下記のとおりとするので、貴管下の基金の指導等に特段の御配慮を賜りたい。

記

- 1 現況届の提出期限が令和2年2月末日から同年6月末日までの間にある受給権者であって、当該現況届が未提出である受給権者が、同年7月末日までに当該現況届を提出しなかった場合は、令和2年10月の定期支払から、年金の支払を差し止めることとすること。
- 2 現況届の提出期限が令和2年7月末日以降である受給権者が、当該提出期限までに当該現況届を提出しなかった場合は、通常どおり、提出期限の属する月の翌々支払期月から、年金の支払を差し止めることとすること。

### 3 郵便の受付が停止されている国・地域に居住する受給権者への対応

- (1) 現況届の提出期限が令和2年2月末日以降である受給権者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によって郵便の受付が停止されている国・地域に居住する受給権者については、引き続き、当面の間、年金の支払を差し止めないこととすること。
- (2) 郵便の受付が停止されていた国・地域において郵便の受付が再開された場合において、(1)の受給権者が、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された日の属する月の3か月後の末日までに現況届を提出しなかったときは、当該末日を基準として、年金の支払を差し止めることとすること。なお、差止を適用する時期については、1及び2に準じて取り扱うこととすること。